

参考 捜査、裁判の流れ

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のこと

を言い、「検査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②検査

検査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。検査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して検査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります¹。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して検査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、検査機関はさまざまな検査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います²。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P90 参照）。

⑤刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P85 参照）。

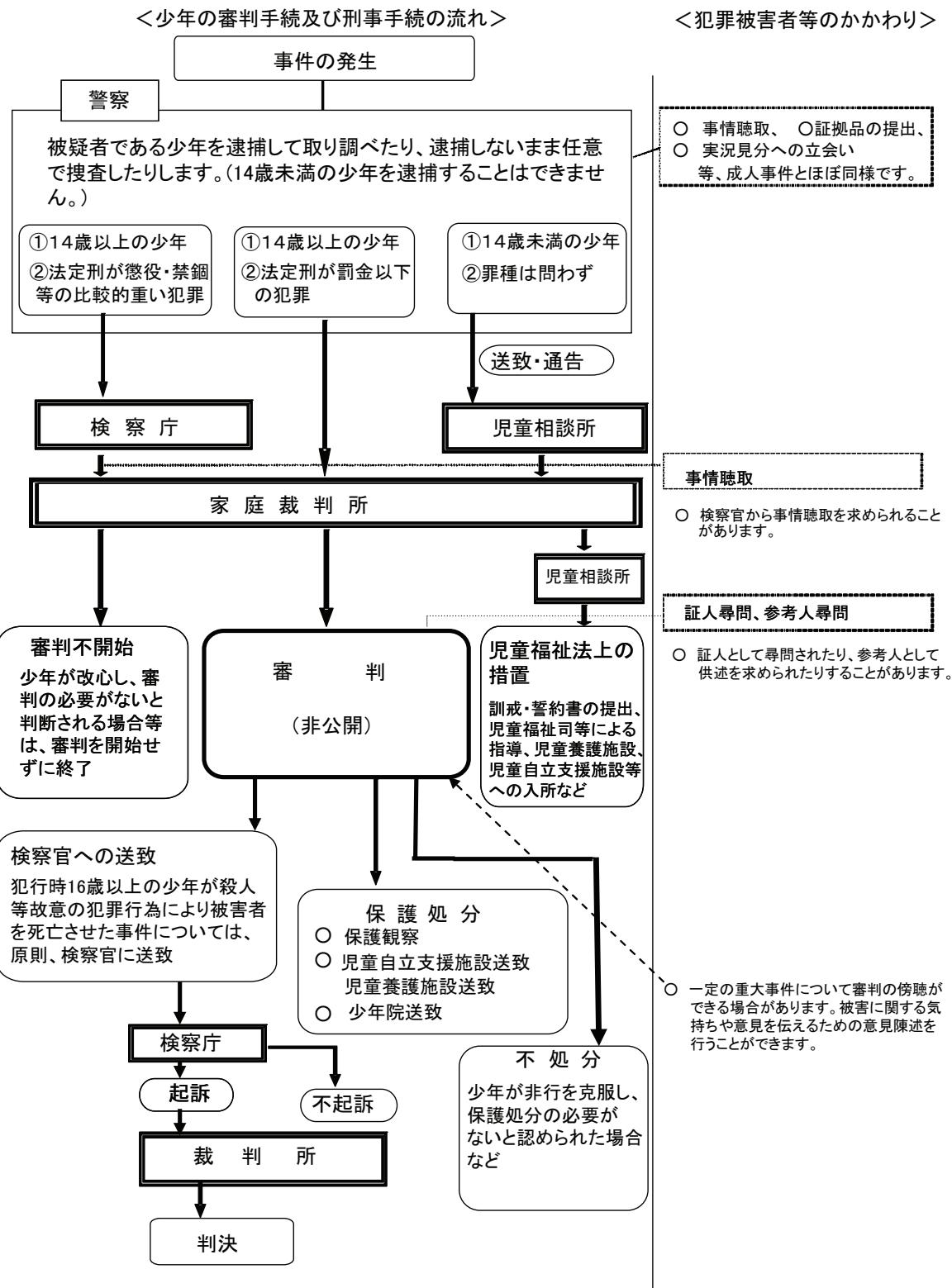
¹ 被疑者の身柄を拘束せずに検査が行わる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察官に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

² 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

<一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>

担当	刑事手続の流れ	犯罪被害者等のかかわり
警 察 検 察 院 裁 判 所	<pre> graph TD A[犯罪の発生] --> B[捜査の開始] B --> C[被疑者の特定] C --> D[被疑者の任意の出頭] D --> E[被疑者の逮捕] D --> F[検察庁へ身柄付送致] D --> G[検察庁へ書類送致] E --> H[勾留請求] H --> I[起訴] H --> J[不起訴] I --> K[略式命令請求] J --> L[公判請求] G --> M[起訴] G --> N[不起訴] M --> O[公判前整理手続] N --> O O --> P[公判] P --> Q[略式命令] P --> R[判決] </pre>	<p>警察への連絡 110番通報、届出等 告訴 犯人を処罰するために、警察等に告訴の手続を要する場合があります。</p> <p>事情聴取 警察官が、事件の状況や犯人の人相などについて聴取します。被疑者が特定された場合、犯人に間違いないか、確認をする場合があります。</p> <p>証拠品の提出 事件当時に着ていた服や持っていた物などを証拠品として提出することがあります。 捜査上及び裁判上預かる必要がなくなった時は、速やかに返却されます。</p> <p>実況見分への立会い 事件のあった状況を明らかにするために犯行現場での状況説明などに立ち会うことがあります。</p> <p>事情聴取 検察官から事情聴取を求められことがあります。</p> <p>審査申立て 検察官の不起訴処分に対して、告訴人や被害者、遺族は、検察審査会に審査の申立てをすることができます。</p> <p>裁判の傍聴 裁判を傍聴することができます。</p> <p>公判への出廷 証人として、裁判に出廷することができます。被害に関する気持ちや意見を伝えるための、意見陳述を行なうことができます。</p> <p>裁判への参加 裁判所の許可を得て、被害者参加人として、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに、被告人への質問などができる場合があります。</p>

<少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>



<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>

